

群馬県立女子大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（年群馬県公立大学法人規則第4号）第45条及び群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号）第42条の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生（学生を構成員とする団体を含む。以下同じ。）について行うことができる。

- (1) 本学における学業成績が特に優れていると認められる学生
- (2) 学術研究活動において特に顕著な業績を挙げたと認められる学生
- (3) 課外活動において特に顕著な成績を挙げたと認められる学生
- (4) 社会活動において社会的に高い評価を受けたと認められる学生
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる学生

(表彰対象者の推薦方法)

第3条 各学部長及び研究科長は、前条に該当すると認められる者がある場合、当該教授会又は研究科委員会の別記様式の表彰者推薦書により学長に推薦することができる。

2 学生委員会委員長は、前条に該当すると認められる者がある場合で、前項の規定による推薦方法により難いと認める場合には、学生委員会の意見を聴いて、別記様式の表彰者推薦書により学長に推薦することができる。

(表彰者の決定)

第4条 学長は前条の推薦に基づき、表彰する学生を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行うものとする。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第6条 前条に規定する表彰は、その都度定める日に行う。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、事務局学生係が処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学生委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。